



令和元年
10月1日から

教育保育施設の

利用料が無償化されます。

保育所、認定こども園、地域型保育事業等を利用する子供たち

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

- **3歳児から5歳児までの全ての子供たち**の利用料が無償化されます。
- **0歳児から2歳児までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- 企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。



私立幼稚園を利用する子供たち

- **満3歳から5歳児までの全ての子供たち**の利用料が無償化されます。
(注) 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については月額上限 2.57 万円です。
- **預かり保育も利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で利用料が無償化**されます。

(注) 無償化の対象となるためには「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までです。



認可外保育施設等を利用する子供たち

- **3歳児から5歳児までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。
(注) 認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料**も上記上限額の範囲内で無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 入園料、通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

